

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年4月23日
【会社名】	日本電産株式会社
【英訳名】	NIDEC CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永守 重信
【本店の所在の場所】	京都府京都市南区久世殿城町338番地
【電話番号】	(075)922-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 安井 琢人
【最寄りの連絡場所】	京都府京都市南区久世殿城町338番地
【電話番号】	(075)922-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 安井 琢人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

## 1【提出理由】

当社（以下、「日本電産」といいます。）は、平成25年4月23日開催の取締役会において、日本電産を株式交換完全親会社とし、日本電産セイミツ株式会社（以下、「日本電産セイミツ」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で日本電産セイミツとの間で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結致しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 本株式交換の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	日本電産セイミツ株式会社
本店の所在地	長野県上田市中丸子1771番地
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 池内 俊郎
資本金の額	300百万円（平成25年3月31日現在）
純資産の額（単体）	1,802百万円（平成25年3月31日現在）
総資産の額（単体）	12,267百万円（平成25年3月31日現在）
事業の内容	マイクロモータ・マイクロモータ関連応用商品の製造及び販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益  
（単体）

事業年度	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高（百万円）	13,560	7,753	10,528
営業利益（百万円）	27	127	267
経常利益（百万円）	252	92	1,205
当期純利益（百万円）	694	808	373

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合  
 (平成25年3月31日現在)

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
日本電産株式会社	85.50
日本電産コバル株式会社	14.50

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	日本電産は日本電産セイミツの発行済株式総数の85.50%を保有しています。
人的関係	日本電産の取締役2名、執行役員1名は、日本電産セイミツの取締役2名及び監査役1名を兼任しております。
取引関係	キャッシュ・マネジメント・システム基本契約に基づく資金取引を行っております。

(2) 本株式交換の目的

日本電産は、1973年の創業以来、「省エネ・長寿命・低騒音」という特性を持つブラシレスDCモータを中心に、事業を展開してきました。同時に、積極的なM&Aを実行し、「世界No. 1の総合モーターメーカー」を目指し、精密小型モータから超大型の産業システム向けのモータまで、モータラインナップを拡充するとともに、応用製品である機器装置や電子光学部品などへ製品領域を拡大し、情報通信機器、OA分野にとどまらず、家電製品、自動車、産業機器など幅広く事業を展開してまいりました。

一方、日本電産セイミツは、1974年にオーディオ用DCモータの製造販売を開始し、AV機器、事務機器、カメラ、コンピュータ周辺機器に使用されるモータを長年手がけて、その後、振動モータの分野にも進出して以降は、マイクロモータのリーディングカンパニーとしてこの市場を牽引してまいりました。2011年7月には、効率的な経営体制の確立を目指し、日本電産のグループ企業となり、日本電産と共通の基本理念のもと、企業価値の向上に努めてまいりました。

このように、日本電産と日本電産セイミツは既にグループ企業として経営戦略を共有し、昨年10月には「新中期戦略目標」を発表し、連結営業利益率15%の達成などを目標に、グループの総力を上げた活動を展開しています。しかしながら、日本電産グループを取り巻く経営環境は、急激に変化しており、パーソナルコンピュータ関連、デジタルカメラ関連、液晶パネル製造装置関連等の主力製品が昨年度後半に急激かつ大幅な需要減少に見舞われ、収益構造改革を断行致しました。このような状況において、精密小型モータ分野において事業が重複する日本電産及び日本電産セイミツは、日本電産が日本電産セイミツを完全子会社化することにより、一層の効率的、かつ、迅速な意思決定に基づくグループ経営を実現し、新中期戦略目標の実現に向けた取り組みを加速していくことが、日本電産セイミツの企業価値拡大のみならず日本電産グループの企業価値拡大のために不可欠であるとの結論に至りました。

(3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容、その他本株式交換契約の内容

本株式交換の方法

日本電産を株式交換完全親会社、日本電産セイミツを株式交換完全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、日本電産については会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに、日本電産セイミツについては平成25年6月15日開催予定の定時株主総会において承認を受けたうえで、平成25年9月1日を効力発生日とする予定です。

なお、日本電産は、本株式交換により2,075株(予定)を割当て交付いたしますが、交付する株式は保有する自己株式を充当する予定であり、新株式の発行を行わない予定です。

本株式交換に係る割当ての内容

会社名	日本電産株式会社 (株式交換完全親会社)	日本電産セイミツ株式会社 (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	0.017

(注) 1. 株式の割当比率

日本電産セイミツの株式1株に対して、日本電産の株式0.017株を割当て交付します。但し、日本電産が保有する日本電産セイミツ株式(平成25年3月31日現在719,910株)については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

なお、前記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議のうえ、変更することがあります。

2. 本株式交換により交付する日本電産の株式数

日本電産は、本株式交換により2,075株(予定)を割当て交付いたしますが、交付する株式は保有する自己株式を充当する予定であり、新株式の発行を行わない予定です。

本株式交換契約の内容

平成25年4月23日に日本電産が日本電産セイミツとの間で、締結した株式交換契約の内容は次のとおりです。

## 株式交換契約書

日本電産株式会社(以下「甲」という。 )及び日本電産セイミツ株式会社(以下「乙」という。 )は、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。 )を締結する。

### 第1条(株式交換)

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を乙の株式交換完全親会社、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。 )を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式(甲が保有する乙の株式を除く。 )の全部を取得する。

### 第2条(甲及び乙の商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲

商号：日本電産株式会社  
住所：京都市南区久世殿城町338番地

(2) 乙

商号：日本電産セイミツ株式会社  
住所：長野県上田市中丸子1771番地

### 第3条(効力発生日)

本株式交換の効力発生日は、平成25年9月1日とする。但し、本株式交換の手續の進行に応じ必要があるときは、会社法第790条の定めるところに従い、甲乙協議の上、これを変更することができる。この場合、乙は、変更前の効力発生日(変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日)の前日までに、変更後の効力発生日を公告する。

### 第4条(本株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項)

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式(甲が保有する乙の株式を除く。 )の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。 )の乙の株主名簿に記録された株主(甲を除く。 以下「基準時株主」という。 )に対し、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式数の合計に0.017を乗じて得られる数(但し、1株に満たない端数が生じた場合はこれを切り捨てる。 )の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時株主に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.017株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 甲は、本株式交換に際して、基準時株主に割り当てる甲の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定に従い処理する。

### 第5条(資本金及び準備金の額に関する事項)

本株式交換に際し増加する甲の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

- (1) 資本金： 0円
- (2) 資本準備金： 会社計算規則第39条に定める株主資本等変動額
- (3) 利益準備金： 0円

#### 第6条（承認の手続）

1. 甲は、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき甲の株主総会の決議による承認を得ないで、本株式交換を行うものとする。但し、会社法第796条第4項の規定に従い甲の株主総会の承認を要することとなった場合には、甲は、効力発生日前日までに、甲の株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。
2. 乙は、平成25年6月15日に開催が予定されている乙の定時株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。但し、本株式交換手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

#### 第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から本株式交換の効力発生日の前日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

#### 第8条（本株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から本株式交換の効力発生日の前日までの間において、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重大な変動を生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本株式交換条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第9条（本契約の効力）

本契約は、第6条に定める甲及び乙の適法な機関決定又は本株式交換の実行のために必要な関係官庁からの認可・許可・登録・承認等が得られない場合は、その効力を失う。

#### 第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙間で誠実に協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年4月23日

甲：京都市南区久世殿城町338番地  
日本電産株式会社  
代表取締役社長 永守重信

乙：長野県上田市中丸子1771番地  
日本電産セイミツ株式会社  
代表取締役社長 池内俊郎

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎及び経緯

株式交換比率の算定は、その公正性・妥当性を確保するため、アーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社（以下、「E&Y TAS」といいます。）を第三者算定機関として選定し、依頼しました。E&Y TASは、日本電産の株式価値については上場会社であることを勘案し市場株価法により、日本電産セイミツの株式価値については非上場会社であることを勘案し、DCF（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー）法により評価を実施し、交換比率を算定しました。日本電産と日本電産セイミツは、当該算定結果を参考に、真摯に交渉・協議を行い、上記の交換比率に合意いたしました。

算定機関との関係

E&Y TASは、日本電産及び日本電産セイミツからは独立した算定機関であり、関連当事者には該当せず、本株式交換において記載すべき重要な利害関係を有しません。

(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	日本電産株式会社
本店の所在地	京都市南区久世殿城町338番地
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 永守 重信
資本金の額	66,551百万円（平成25年3月31日現在）
純資産の額（連結）	現時点では確定していません。
純資産の額（単体）	現時点では確定していません。
総資産の額（連結）	現時点では確定していません。
総資産の額（単体）	現時点では確定していません。
事業の内容	精密小型モータ、車載及び家電・商業・産業用製品、機器装置、電子・光学部品の開発・製造販売

以 上